

災害ボランティアセンターから復興支援ボランティアセンターの活動にも共同募金が役立ちました。写真はカレーの炊き出し活動（一宮町福中自治会公民館）



# 昨年の募金が 今年宍粟市で生きています

**共同募金は  
来年度、地元に戻ってくる**

赤い羽根共同募金は、計画募金  
で来年度に必要な民間福祉活動  
（社協の地域福祉活動など）の財  
源を確保するために、毎年10月1  
日から実施されます。

昨年度は市内全域で、1020  
万6542円の募金が集まり、今年  
6月、この9割にあたる912万  
4000円が「配分金」として宍粟  
市社協に届きました。社協では、こ

## 【制度解説】

### 災害時の共同募金による支援

全国の都道府県共同募金会では、国内の大規模災害の発生に備えて、社会福祉法第118条に基づき、赤い羽根共同募金の一部を『災害準備金』として積み立てています。大災害発生時には、この基金を取り崩して被災地（災害救助法適用地域）での災害ボランティアセンターの立ち上げ経費に使われます。

今回は、兵庫県共同募金会より8月12日に災害ボランティアセンター開設経費に活用してほしいと宍粟市社協に80万円の支援金が届けられました。また、被害の大きかった佐用町へは180万円。朝来市には宍粟市と同額の80万円が届けられました。このように、赤い羽根共同募金は、災害時に役立つ募金としても位置づけられており、まさに「じぶんの町をよくするしくみ」そのものです。

の配分金を全額宍粟市の地域福祉活動のために、次のような活動に活用しています。

#### ●地域住民のために

【443万3000円】



学習・研修



災害時の支援



イベント開催



地域サロン

#### ●障がい者福祉のために

【155万0000円】



障がい者が働く作業所に支援



車いす移送車

#### ●子どもたちのために

【142万9000円】



子育てサロン



子育て支援

#### ●高齢者福祉のために

【170万2000円】



高齢者への配食サービス



高齢者向けサロン

**大災害のあとで大変ですが  
出来るところでご協力を**

このように赤い羽根共同募金は、宍粟市の地域福祉活動のために大きな役割を果たしています。どうか、この趣旨をご理解いただき、大災害のあとで恐縮ですが出来るところでのご協力をお願いします。